

1  
2  
3  
4 優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(案)

5  
6 令和4年11月  
7 厚生労働省  
8 経済産業省  
9 環境省

10  
11 **1. 背景及び目的**

12 リスク評価の結果、化審法第11条第2号ニに基づき優先評価化学物質指定の取消がな  
13 された物質(以下「指定取消物質」という。)は、再び一般化学物質としてスクリーニング評  
14 価の対象となり、「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第2版】<sup>1</sup>」に  
15 基づき、スクリーニング評価を実施する。具体的には、通常のスクリーニング評価と同様に  
16 優先度マトリックスを用いた評価を行い、以下の点については通常のスクリーニング評価と  
17 異なる取扱とする。

- 18 ● 有害性クラス付けにはリスク評価段階あるいは優先指定の取消以降において更新・  
19 精査された有害性評価結果を利用する
- 20 ● スクリーニング評価の結果、優先度判定が「高」となった物質については、化審法の  
21 届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ等について個別に詳細な評価を  
22 行うことで、優先評価化学物質の該当性について評価する

23  
24 **2. 評価対象**

25 今回、スクリーニング評価の対象とする指定取消物質は、令和3年3月31日以前に化審  
26 法第11条第2号ニに基づき優先評価化学物質の指定の取消がなされた物質(他の優先評  
27 価化学物質に包含されたものを除く。)のうち、令和2年度実績の製造・輸入数量の届出  
28 において、製造・輸入数量が10t超であった14物質とする(別紙1)。

29  
30 **3. 有害性クラスの見直し**

31 優先評価化学物質の指定後のリスク評価段階、あるいは優先指定の取消以降において  
32 更新・精査された有害性評価結果がある物質については、それらの評価結果を反映させ、  
33 有害性クラスを見直した。

34 #7(優先評価化学物質時の通し番号。以下同じ。)ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、  
35 #13 クロロエチレン(別名塩化ビニル)、#20 1, 2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)

<sup>1</sup> 化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第2版】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/screening\\_kangaekata.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_kangaekata.pdf)

36 の3物質についてはいずれもリスク評価(一次)評価Ⅱが行われた結果、最も感受性の高  
37 い指標となる有害性が発がん性であり、該当する有害性評価値<sup>2</sup>を用いたリスク推計の結  
38 果、優先評価化学物質の指定が取り消された物質である。従来、スクリーニング評価にお  
39 いては発がん性に係る定量評価を行っていないため、発がん性に係る有害性評価値を有  
40 害性クラスに変換する方法は設定されていない。そこで、指定取消物質のスクリーニング  
41 評価については、便宜的に、発がん性に係る有害性評価値が 0.0005 mg/kg/day 以下<sup>3</sup>の  
42 場合は有害性クラス1、0.0005 よりも大きい有害性評価値については、一般毒性や生殖発  
43 生毒性に準ずる方法で有害性クラスを付与することとした。

44

#### 45 4. スクリーニング評価結果(案)

##### 46 (1)優先度マトリックスを用いた評価の結果

47 スクリーニング評価の対象とする指定取消物質について今年度の暴露クラスを付与し、  
48 優先度判定を行った(別紙1)。

49 その結果、人健康影響に関しては、3物質が優先度「高」、1物質が優先度「中」となった。  
50 生態影響に関しては、優先度「高」となった物質はなく、3物質が優先度「中」となった。

51

##### 52 (2)優先度「高」の物質に関する詳細評価の結果

53 (1)において優先度「高」となった3物質については、リスク評価(一次)評価Ⅱの際に示さ  
54 れた今後の対応に基づいて、指定取消物質ごとに詳細な暴露評価を行った結果、いずれ  
55 の物質も優先評価化学物質相当と判定しないこととする。物質ごとの詳細評価結果は、別  
56 紙2のとおり。

57

#### 58 5. 今後の方針と課題への対応

59 ○ 今回、いずれの物質も優先評価化学物質相当と判定されなかったことから、これらの  
60 物質についてはいずれも、一般化学物質として来年度もスクリーニング評価を行う。

61

62 ○ 今後も指定取消物質が増加していくと考えられることに鑑み、スクリーニング評価にお  
63 ける取扱いのさらなる類型化等について、引き続き検討し、スクリーニング評価手法に  
64 反映させることとする。

---

<sup>2</sup> #7 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)リスク評価書簡易版(5ページ)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/20170131\\_02\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_02_02.pdf)

#13 クロロエチレン(別名塩化ビニル)リスク評価書(40~41ページ)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/ra1\\_2\\_141219\\_H26\\_3\\_013\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_2_141219_H26_3_013_02.pdf)

#20 1, 2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)リスク評価書(37ページ)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/160122.4.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160122.4.pdf)

<sup>3</sup> 「スクリーニング評価手法の詳細(案)」

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/screening\\_detail.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_detail.pdf)

の23ページの図表1-15に示す試行結果より、発がん性に係る有害性評価値(実質安全量)がとりうる範囲から、便宜的に有害性クラスを付与する。

## 評価対象の指定取消物質及びスクリーニング評価結果(案)

優先評価化学物質時の 通し番号	優先評価化学物質時の 指定根拠	指定取消物質	暴露クラス (人健康)	暴露クラス (生態)	有害性 (人健康)	有害性 (生態)	優先度 (人健康)	優先度 (生態)	詳細評価の実施結果等
7	人健康影響	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	2	4	3	4	高	低	優先相当と判定せず
12	人健康影響	1, 2-ジクロロプロパン	外	外	2	3	外	外	
13	人健康影響	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	2	3	1	3	高	中	優先相当と判定せず
14	人健康影響/ 生態影響	1, 3-ジクロロプロペン (別名D-D)	外	外	2	1	外	外	
20	人健康影響	1, 2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)	3	4	1	3	高	中	優先相当と判定せず
33	生態影響	アクリル酸n-ブチル	3	4	3	2	中	中	
57	人健康影響	o-トルイジン	外	外	1	1	外	外	
63	生態影響	2, 4-ジ-tert-ベンチルフェノール	外	外	-*	1	-	外	
72	人健康影響	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (別名4, 4'-メチレンジアニリン)	外	外	2	1	外	外	
78	人健康影響	3, 3'-ジクロロベンジジン	外	外	2	1	外	外	
99	人健康影響/ 生態影響	N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン	5	外	4	3	低	外	
155	人健康影響	p-トルイジン	外	外	2	2	外	外	
198	生態影響	m-クロロアニリン	外	外	2	1	外	外	
202	生態影響	2-tert-ブチルフェノール	外	外	3	1	外	外	

\* 有害性未付与

## 優先度「高」の物質に関する個別評価結果(#7 ジクロロメタン)

## ■過去のリスク評価結果

平成 28 年度、人健康影響に係るリスク評価(一次)評価Ⅱにおけるジクロロメタンの評価の結果<sup>4</sup>、「現在推計される暴露濃度では、ジクロロメタンによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取り組みを引き続き推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。「また、この物質については、数理モデルによって高濃度と推計された地点における環境中濃度が十分に把握されていないことに留意する必要がある。」ともされた。

## ■詳細評価における取扱い

ジクロロメタンの詳細評価における取扱いについては、平成 28 年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ、の3点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点となる地点はないか。

<sup>4</sup>リスク評価(一次)評価Ⅱにおけるジクロロメタンの評価結果について(人健康影響)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/20170131\\_02\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_02_01.pdf)

101 ■ 詳細評価の結果(案)

102

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 28 年度 (平成 26 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和4年度 (令和2年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の 暴露クラス	2	2
PRTR 情報に基づ くリスク推計 リスク懸念地点	0	0
環境モニタリング データによるリスク 懸念地点	0	0

103

104 1. 化審法の届出情報

105 評価年度で用いた平成 26 年度実績と最新の令和2年度実績に係る化審法の製造数量  
106 等の用途分類データを比較した結果、令和2年度実績のデータにおいて、新たな非点源用  
107 途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

108

109 2. PRTR 排出量について

110 令和2年度実績のPRTR届出情報を用いて評価Ⅱと同様な方法を用いて算出した人の  
111 摂取量推計値と、評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところHQが1以上となるリ  
112 スク懸念地点はなかった。

113

114 3. 環境モニタリングデータについて

115 リスク評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ(環境中濃度)を比較し  
116 た結果、リスク懸念地点はなかった。

117

118 以上から、今回のスクリーニング評価においては、#7 ジクロロメタンを優先評価化学物  
119 質相当と判定しないこととする。

120

121

参考

122

## ジクロロメタンに係る暴露データ

123

124

表 1 用途分類比較結果

	平成 26 年度	令和 2 年度
製造量[t]	46,588	37,000
輸入量[t]	1,613	793
出荷量[t]	47,566	48,759
用途分類 (出荷量の割合%)	01 中間物 (13%) 02 塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤 (4%) 03 接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤 (5%) 04 金属洗浄用溶剤 (27%) 05 クリーニング洗浄用溶剤 (1%未満)  07 工業用溶剤 (29%)  27 プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤 (2%) 99 輸出用 (20%)	101 中間物 (15%) 102 塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤 (3%) 103 接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤 (5%) 104 金属洗浄用溶剤 (30%) 105 クリーニング洗浄用溶剤 (1%未満) 106 その他の洗浄用溶剤 (104及び105に掲げるものを除く。) (1%未満) 107 工業用溶剤 (102から106までに掲げるものを除く。) (23%) 127 プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤 (1%) 199 輸出用のもの (22%)
排出量合計[t] (人健康)	4,409	4,411

125

126

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量 (トン/年度)

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
届出排出_大気	10,547	9,880	9,892	10,337	9,748	9,234	8,260
届出排出_水域	5	5	4	6	5	4	4
届出排出_土壌	0	0	0	0	0	0	22
届出外排出_すそ切り	1,588	1,835	1,647	1,521	1,980	1,826	1,595
届出外排出_非対象業種	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_家庭	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_移動体	0	0	0	0	0	0	0

127  
128  
129  
130

表 3 大気環境モニタリング調査結果(μg/m<sup>3</sup>)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和2年度	有害大気	0.024~8.7	0.016~0.3	354/354	0/354
令和元年度	有害大気	0.26~39	0.019~0.59	354/354	0/354
平成30年度	有害大気	0.007~15	0.008~0.27	353/353	0/353
平成29年度	有害大気	0.28~24	0.030~0.42	366/366	0/366
平成28年度	有害大気	<0.38~9	0.010~1.8	356/363	0/363
平成27年度	有害大気	<0.91~29	0.010~1.9	352/355	0/355
平成26年度	有害大気	0.27~24	0.0008~2.6	409/409	0/409
平成25年度	有害大気	0.33~26	0.0004~1.2	408/408	0/408
平成24年度	有害大気	0.26~13	0.00027~0.4	451/451	0/451

131  
132  
133

表 4 水質モニタリング調査結果(μg/L)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和2年度	健康項目	<0.1~2.8	0.1~2	11/3375	0/3375
令和元年度	健康項目	<0.1~3	0.1~5	25/3345	0/3345
平成30年度	健康項目	<0.1~5	0.1~2	13/3381	0/3381
平成29年度	健康項目	<0.1~9.5	0.1~2	22/3441	0/3441
平成28年度	健康項目	<0.1~4.8	0.1~7	30/3438	0/3438
平成27年度	健康項目	<0.1~6	0.1~2	13/3426	0/3426
平成26年度	健康項目	<0.05~2.8	0.05~1	16/3255	0/3255
平成25年度	健康項目	<0.05~9	0.05~1	20/3256	0/3256
平成24年度	健康項目	<0.05~8	0.05~1.5	31/3200	0/3200

134  
135

優先度「高」の物質に関する個別評価結果(#13 クロロエチレン)

136  
137  
138  
139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
150  
151  
152  
153  
154  
155  
156  
157  
158  
159  
160  
161  
162  
163  
164

■過去のリスク評価結果

平成 26 年度、人健康影響に係るリスク評価(一次)評価Ⅱにおけるクロロエチレンの評価の結果<sup>5</sup>、「現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き適切に推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。

■詳細評価における取扱い

クロロエチレンの詳細評価における取扱いについては、平成 26 年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ、の3点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点となる地点はないか。

---

<sup>5</sup> リスク評価(一次)評価Ⅱにおけるクロロエチレンの評価結果について(人健康影響)(案)  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/ra1\\_2\\_141219\\_H26\\_3\\_013\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_2_141219_H26_3_013_01.pdf)



165 ■ 詳細評価の結果(案)

166

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 26 年度 (平成 23 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和4年度 (令和2年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の 暴露クラス	2	2
PRTR 情報に基づく リスク推計 リスク懸念地点	0	0
環境モニタリング データによる リスク懸念地点	0	0

167

168

169 1. 化審法の届出情報

170 評価年度で用いた平成 23 年度実績と最新の令和2年度実績に係る化審法の製造数量  
171 等の用途分類データを比較した結果、令和2年度実績のデータにおいて新たな非点源用  
172 途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

173

174 2. PRTR 排出量について

175 令和2年度実績のPRTR届出情報を用いて評価Ⅱと同様な方法を用いて算出した人の  
176 摂取量推計値と、評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところHQが1以上となるリ  
177 スク懸念地点はなかった。

178

179 3. 環境モニタリングデータについて

180 リスク評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ(環境中濃度)を比較し  
181 た結果、リスク懸念地点はなかった。

182

183 以上から、今回のスクリーニング評価においては、#13 クロロエチレンを優先評価化学  
184 物質相当と判定しないこととする。

185

## クロロエチレンに係る暴露データ

表 1 用途分類比較結果

	平成 23 年度	令和2年度
製造量[t]	1, 814, 439	2, 192, 154
輸入量[t]	210	0
出荷量[t]	1, 808, 620	2, 271, 328
用途分類 (出荷量の割合%)	01 中間物(60%) 27 プラスチック、プラスチック添加 剤、プラスチック加工助剤 (1%未満) 99 輸出用(40%)	101 中間物(53%) 199 輸出用のもの(47%)
排出量合計[t] (人健康)	1, 472	1, 632

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量(トン/年度)

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
届出排出_大気	146	161	151	157	149	154	113	157
届出排出_水域	5	4	5	5	4	4	4	5
届出排出_土壌	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_すそ切り	1	1	2	1	1	2	0	1
届出外排出_非対象業種	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_家庭	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_移動体	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和元	令和2
届出排出_大気	132	167
届出排出_水域	4	4
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	1	1
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

197  
198

表 3 大気環境モニタリング調査結果(μg/m<sup>3</sup>)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和2年度	有害大気	<0.0019~1.1	0.0009~0.04	206/325	0/325
令和元年度	有害大気	<0.0025~1.2	0.0004~0.04	223/328	0/328
平成30年度	有害大気	<0.0027~3.2	0.0005~0.02	237/277	0/277
平成29年度	有害大気	<0.0019~2.0	0.00025~0.11	251/339	0/339
平成28年度	有害大気	<0.0021~1.2	0.0007~0.035	260/379	0/379
平成27年度	有害大気	<0.02~1.3	0.002~0.04	251/337	0/337
平成26年度	有害大気	<0.0017~1.4	0.0008~0.13	325/343	0/343
平成25年度	有害大気	<0.0028~0.55	0.0005~0.24	303/345	0/345
平成24年度	有害大気	<0.0036~0.88	0.0005~0.09	320/341	0/341
平成23年度	有害大気	<0.0018~1.2	0.0008~0.18	318/333	0/333

199  
200  
201  
202

表 4 水質モニタリング調査結果(μg/L)

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和2年度	要監視項目	<0.2~0.3	0.2~2	9/569	0/569
令和元年度	要監視項目	<0.2~0.5	0.2	1/636	0/636
平成30年度	要監視項目	<0.2~0.9	0.2~2	3/634	0/634
平成29年度	要監視項目	<0.2~0.5	0.2~2	5/611	0/611
平成28年度	要監視項目	<0.2~0.8	0.2~2	1/565	0/565
平成27年度	要監視項目	<0.074~0.6	0.074~2	3/686	0/686
平成26年度	要監視項目	<0.1~0.4	0.1~1	2/496	0/496
平成25年度	要監視項目	<0.1~0.5	0.1	3/526	0/526
平成24年度	要監視項目	<0.1~<1	0.1~1	0/591	0/591
平成23年度	要監視項目	<0.2~1.6 (<0.2~<2)	0.2~2	6/660	0/660

203  
204

205 優先度「高」の物質に関する個別評価結果(#20 1, 2-エポキシプロパン)

206

207 ■過去のリスク評価結果

208 平成 26 年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおける 1, 2-エポ  
209 キシプロパンの評価の結果<sup>6</sup>、「現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及  
210 び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を  
211 生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、平成 27 年  
212 度に優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物  
213 質として製造・輸入数量等を把握する」とされた。

214

215 ■詳細評価における取扱い

216 1, 2-エポキシプロパンの詳細評価における取扱いについては、平成 29 年度の  
217 スクリーニング評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおり  
218 とする。

219

220 化審法の届出情報及び PRTR 排出量を用い、以下の観点で確認を行い、優先評価化学  
221 物質への再指定の必要性の検討を行うこととする。

222

223 1. 化審法の届出情報

224 評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴  
225 うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていな  
226 いか。

227

228 2. PRTR排出量

229 PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価Ⅱで算出した有害  
230 性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域  
231 での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

232

233

234 以上を踏まえ、令和 4 年度のスクリーニング評価においても、上記の観点で確認を  
235 行い、優先評価化学物質への再指定の必要性について検討を行うこととする。

236

---

<sup>6</sup>\_リスク評価（一次）評価Ⅱにおける 1, 2-エポキシプロパンの評価結果について（人健康影響）（案）  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/160122.3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160122.3.pdf)

237 ■ 詳細評価の結果（案）

238

	リスク評価Ⅱ 評価年度 平成 26 年度 (平成 25 年度実績)	スクリーニング評価年度 令和4年度 (令和2年度実績)
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
人健康影響の 暴露クラス	3	3
PRTR 情報に基づ くリスク推計 リスク懸念地点	0	0

239

240 1. 化審法の届出情報

241 評価年度で用いた平成 25 年度実績と最新の令和 2 年度実績に係る化審法の製造数  
242 量等の用途分類データを比較した結果、新たな非点源用途の届出は無かった。また、  
243 暴露クラスについてはいずれも 3 となり、変化はなかった。

244

245 2. PRTR 排出量について

246 令和 2 年度実績の PRTR 届出情報を用いて評価Ⅱと同様な方法を用いて算出した人  
247 の摂取量推計値と評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ H Q が 1 以上  
248 となるリスク懸念地点はなかった。

249

250 なお、平成 30 年度以降において、大気環境モニタリング調査は実施していない。

251

252 以上から、今回のスクリーニング評価においては、#20 1, 2 - エポキシプロパン  
253 を優先評価化学物質相当と判定しないこととする。

254

参考

255

## 1, 2-エポキシプロパンに係る暴露データ

256

257

表 1 用途分類比較結果

258

	平成 25 年度	令和2年度
製造量[t]	449, 777	300, 000
輸入量[t]	0	8, 000
出荷量[t]	443, 447	304, 000
用途分類 (出荷量の割合%)	01 中間物(62%) 99 輸出用(38%)	101 中間物(92%) 127 プラスチック、プラスチック 添加剤、プラスチック加工助剤 (1%) 199 輸出用のもの(6%)
排出量合計[t] (人健康)	380	404

259

260

261

表 2 化管法に基づく PRTR 排出量(トン/年度)

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和2
届出排出_大気	63	56	45	42	39	39	34	28
届出排出_水域	12	12	12	12	12	12	12	12
届出排出_土壌	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_すそ切り	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_非対象業種	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_家庭	0	0	0	0	0	0	0	0
届出外排出_移動体	0	0	0	0	0	0	0	0

262

263

264

表 3 大気環境モニタリング調査結果( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和2年度	有害大気	測定なし			
令和元年度	有害大気	測定なし			
平成30年度	有害大気	測定なし			
平成29年度	有害大気	0.0084~0.066	0.0008~0.0022	15/15	0/15
平成28年度	有害大気	0.012~0.074	-	9/9	0/9
平成27年度	有害大気	0.015~0.057	0.0019	9/9	0/9
平成26年度	有害大気	0.015~0.086	-	13/13	0/13
平成25年度	有害大気	0.014~0.1	-	13/13	0/13
平成24年度	有害大気	0.012~0.059	-	13/13	0/13
平成23年度	有害大気	0.014~1.5	0.008	20/20	0/20
平成22年度	有害大気	0.022~1.2	0.006~0.009	10/10	0/10

265

266

267

表4 水質モニタリング調査結果( $\mu\text{g}/\text{L}$ )

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲	検出下限値の濃度範囲	検出地点数	有害性評価値超過地点数
平成24年度	黒本調査	<0.023~12	0.023	5/22	0/22

268

269

270